

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月23日

株式会社AOKIホールディングス
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林昭夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 天野祐一郎

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社AOKIホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AOKIホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク、経営者の重要な判断を伴う連結財務諸表の領域に関する監査人の重要な判断及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響等について監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った。これらの監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った事項のうち、下表に示した事項が監査人が特に注意を払った事項である。当監査法人はこれらの事項の中からA、B、及びCを連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項として選定した。

	監査人が特に注意を払った事項	潜在的影響額 (*2,3)	発生可能性 (*2,3)
A	エンターテイメント事業における減損会計の適用(*1)	高↑	高↑
B	ファッション事業における減損会計の適用(*1)	高→	高→
C	繰延税金資産の回収可能性	中↑	中↑
D	ファッション事業における棚卸資産の評価	中→	中→
E	アニヴェルセル・ブライダル事業における減損会計の適用	低↓	中→
F	資産除去債務の計上	低→	低→
G	ポイント引当金の計上	低→	低→
H	経営者による内部統制の無効化リスク(*1)	高→	低→
I	収益認識に係るリスク	高→	低→

*1:特別な検討を必要とするリスクに該当する項目である。

*2:上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。

*3:上表における矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する前連結会計年度からの推移を表しており、財務諸表利用者にとってより有用な情報となるよう「高」「中」「低」内で変動があった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。

A エンターテイメント事業における複合カフェ店舗固定資産の減損の兆候の把握及び減損損失の認識と測定

【参照する連結財務諸表の注記事項】

- ・(重要な会計上の見積り) 1. 店舗固定資産の減損
- ・(連結損益計算書関係)※2 減損損失
- ・(セグメント情報等) 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

【監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由】

会社グループのエンターテイメント事業は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けしており、特に、2020年4月の政府による緊急事態宣言発令に伴い、2020年4月から5月にかけて一部の店舗で休業や時短営業等を行ったことから、当該月の店舗売上高は前年同月を大きく下回った。その結果、当連結会計年度の同事業のセグメント売上高は48,499百万円となり、前連結会計年度から16.9%減少している。2020年6月以降、同事業の月次売上高は徐々に回復傾向を示しており、2021年3月単月売上高は前年同月比で98.9%まで回復しているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場環境の変化は依然として同事業に大きな影響を及ぼしている。会社グループは当連結会計年度に、エンターテイメント事業に係る店舗固定資産に関して485百万円の減損損失を計上している。

会社グループは、エンターテイメント事業の一部として複合カフェのドミナント戦略を近年進めており、新規出店を積極的に行ってきました。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新規出店数は前年より減少したものの、リモートワークの普及に伴う需要の増加等を想定し、複合カフェで50店舗の新規出店を行っている。その結果、当連結会計年度末におけるエンターテイメント事業に係る659店舗（有形固定資産の帳簿価額：49,073百万円、連結総資産に占める割合：20.7%）のうち、複合カフェは496店舗となった。複合カフェは各店舗の顧客の定着に一定の期間を要し、店舗営業損益が採算ラインに達する収益を計上するまでに新規開店から1～2年の期間を要する傾向がある。

(兆候の把握)

会社グループが複合カフェの固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、原則として、各店舗の営業損益が過去2か年連続してマイナスとなった場合、各店舗の営業損益がマイナスであり翌年度予算も継続してマイナスである場合、店舗の固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしている。なお、新規出店した複合カフェは顧客の定着までに一定の期間を要する傾向があるため、会社グループの減損の兆候の判定に際しては一定の猶予期間を設定している。すなわち、会社グループが新規に開店した複合カフェは、合理的な中期事業計画に基づき、猶予期間後に黒字化するという仮定を用いて、減損の兆候には該当しないものと判断されている。当連結会計年度末において猶予期間にあるため減損の兆候にあたらないと判断された複合カフェ店舗に係る固定資産帳簿価額は7,538百万円であった。

(認識と測定)

減損の兆候が把握された複合カフェ店舗については、当該店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る店舗について、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回る店舗について減損損失を認識している。会社グループが店舗の将来キャッシュ・フローを見積るに際しては、上記の猶予期間にある新規店舗を除いた既存の複合カフェ店舗の翌連結会計年度以降の売上高は、全体として、同感染症の影響を受けていない2019年3月期の水準を下回る水準(93%～96%)で推移するという仮定が用いられている。当連結会計年度末において、減損の兆候が認められたものの翌連結会計年度以降の店舗営業損益予測に基づく将来キャッシュ・フローの合計額が店舗固定資産の帳簿価額を上回るため減損が認識されなかった店舗の帳簿価額合計は12,309百万円である。

上記の、減損兆候判定に係る猶予期間にある新規店舗について一定期間後に黒字化するとの仮定及び減損損失の認識と測定に用いられた既存店舗についての翌連結会計年度以降の営業損益予測は、過去の店舗売上高の推移等や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した上で経営者が合理的と考える将来見込みを反映したものであるが、今後の同感染症拡大の状況の推移や同感染症収束後の市場環境の想定には経営者による主観的な判断が含まれており、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項として選定した。

【監査上の対応】

当監査法人が、会社グループの複合カフェ店舗の固定資産に係る減損の兆候判定の方法及び減損損失の認識と測定について検討を行うに際して、重要な見積りと当該見積りに使用された仮定に関連して実施した監査手続は以下を含んでいる。

(全般)

- ・会社グループの店舗戦略に係る経営者とのディスカッションや重要な会議体の議事録等の閲覧を通じた理解
- ・会社グループの減損の兆候判定から減損損失の認識及び測定に至るプロセスに係る内部統制の理解
- ・経営者による見積りの合理性を評価する目的で当連結会計年度予算と実績を比較(バックテスト)
- ・減損兆候判定及び認識と測定に際して使用される中期事業計画の理解を目的とした予算策定部門への質問の実施
- ・会計上の見積りの開示について会計基準に照らして適切な開示がなされているか否かの検討

(兆候の把握)

- ・減損の兆候判定の基礎資料である店舗別損益一覧の網羅性及び計算の正確性のテスト
- ・猶予期間に係る仮定について、過去の新規店舗の業績推移に照らした批判的検討

(認識と測定)

- ・兆候が把握された店舗に係る直近の月次店舗売上高及び新型コロナウイルス感染症拡大以前の売上高水準との比較検討
- ・兆候が把握された各店舗に係る戦略施策による損益改善シナリオに対する批判的な検討
- ・回収可能価額計算の正確性の検証

B ファッション事業における店舗固定資産の減損損失の認識と測定

【参照する連結財務諸表の注記事項】

- ・(重要な会計上の見積り) 1. 店舗固定資産の減損
- ・(連結損益計算書関係)※2 減損損失
- ・(セグメント情報等) 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

【監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由】

会社グループが全国に展開しているファッション事業においては、既存店の損益改善に注力する戦略が近年展開されている。同事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市場環境の変化に影響を受けており、特に、2020年4月の政府による緊急事態宣言発令に伴い、2020年4月から5月にかけて一部の店舗で休業や時短営業等を行ったことから、当該月の店舗売上は前年同月を大きく下回った。これらの結果、同事業セグメントの当連結会計年度の売上高は85,387百万円となり、前連結会計年度から13.2%減少している。2020年6月以降、同事業の月次店舗売上高は徐々に回復傾向を示しており、2021年3月の単月店舗売上高は、前年同月比で131.7%となり、また、同感染症の影響を受けていない2019年3月の1店舗当たりの単月売上高との比較でも93.0%までの回復を示しているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場環境の変化は依然として同事業に大きな影響を及ぼしている。会社グループのファッション事業に係る店舗数は、当連結会計年度末現在で628店舗（有形固定資産の帳簿価額：35,469百万円、連結総資産に占める割合：14.9%）である。会社グループは当連結会計年度において、ファッション事業に係る店舗固定資産について減損損失904百万円を計上している。

会社グループは、ファッション事業に係る店舗固定資産の減損の検討にあたり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、各店舗の営業損益が過去2か年連続してマイナスとなった場合、各店舗の営業損益がマイナスであり翌年度予算も継続してマイナスである場合、店舗の固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしている。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識している。会社グループがファッション事業に係る店舗の将来キャッシュ・フローを見積るに際しては、翌連結会計年度以降の売上高は、既存の店舗全体として、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に影響を受けていない2019年3月期の水準を下回る水準(86%～92%)で推移するという仮定が用いられている。当連結会計年度末において、減損の兆候が認められたものの翌連結会計年度以降の店舗営業損益予測に基づく将来キャッシュ・フローの合計額が店舗固定資産の帳簿価額を上回るため減損が認識されなかつたファッション事業に係る店舗の帳簿価額合計は6,273百万円である。

翌連結会計年度以降のファッション事業に係る既存店舗の営業損益予測は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した上で経営者が合理的と考える将来見込みを反映したものであるが、今後の同感染症拡大の状況の推移や同感染症収束後の市場環境の想定には経営者による主観的な判断が含まれており、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項として選定した。

【監査上の対応】

当監査法人は、会社グループが実施したファッション事業に係る店舗固定資産の減損の兆候判定の方法及び減損損失の認識と測定について検討した。特に、当監査法人が、ファッション事業に係る店舗固定資産の減損損失の認識と測定に際して用いられた重要な見積りと当該見積りに使用された仮定に関連して実施した監査手続は以下を含んでいる。

- ・会社グループの店舗戦略に係る経営者とのディスカッションや重要な会議体の議事録等の閲覧を通じた理解
- ・会社グループの減損の兆候判定から減損損失の認識及び測定に至るプロセスに係る内部統制の理解
- ・経営者による見積りの合理性を評価する目的で当連結会計年度予算と実績を比較（バックテスト）
- ・減損の兆候判定及び認識と測定に際して使用される中期事業計画の理解を目的とした予算策定部門への質問の実施
- ・会計上の見積りの開示について会計基準に照らして適切な開示がなされているか否かの検討
- ・兆候が把握された店舗に係る直近の月次店舗売上高及び新型コロナウイルス感染症拡大以前の売上高水準との比較検討
- ・兆候が把握された各店舗に係る戦略施策による損益改善シナリオに対する批判的な検討
- ・回収可能価額計算の正確性の検証

C 繰延税金資産の回収可能性

【参照する連結財務諸表の注記事項】

- ・(重要な会計上の見積り) 2. 繰延税金資産の回収可能性
- ・(税効果会計関係)

【監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由】

会社グループは、ファッション事業、アニヴェルセル・プライダル事業及びエンターテイメント事業を、それぞれ別々の連結会社において営んでいる。これらの事業は当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市場環境の変化の影響を受けており、特にエンターテイメント事業とアニヴェルセル・プライダル事業では、当連結会計年度に当期純損失を計上している。会社グループは、それぞれが個別の納税主体である連結会社ごとに、当連結会計年度末において回収可能性があると判断した繰延税金資産について、繰延税金負債と相殺した上で、8,538百万円（連結総資産に占める割合：3.6%）を計上している。会社グループの一時差異等に係る繰延税金資産の内訳には税務上の繰越欠損金3,908百万円及び減損損失3,544百万円等が含まれており、これらの一時差異等に係る回収可能性を検討した上で計上された評価性引当額は5,475百万円である。

会社グループは、各納税単位における将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しており、将来の収益力に基づく各連結会社の課税所得の見積りは、適切な権限を有する経営者の承認を得た中期事業計画に基づいている。

各連結会社が策定した中期事業計画には将来の需要動向や売上予測等の仮定が含まれているが、これらの見積り及び当該見積りに使用した複数の仮定には、新型コロナウイルス感染症拡大の状況及び納税主体である各連結会社の事業に関連する市場環境等についての経営者の主観的な判断が含まれており、一定の不確実性を伴うものであることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項として選定した。

【監査上の対応】

- 当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。
 - ・各連結会社の事業戦略に係る経営者とのディスカッションや重要な会議体の議事録等の閲覧を通じた理解
 - ・経営者が実施した当期に発生した税務上の繰越欠損金の発生要因分析に関する理解
 - ・将来減算一時差異及び将来加算一時差異並びに税務上の繰越欠損金に関する解消スケジューリングの検討
 - ・各連結会社の将来課税所得の見積りの根拠となる中期事業計画に係る以下の検討
 - 新型コロナウイルス感染症以後の各連結会社が営む事業に関する需要予測に対する批判的な検討
 - 各連結会社の中期事業計画におけるシナリオと戦略施策に対する批判的な検討
 - 計算の正確性の検証
 - ・中期事業計画の需要予測に対するストレステスト（会社グループの想定以上の負荷を設定したテスト）

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社AOKIホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社AOKIホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

株式会社AOKIホールディングス
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林昭夫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 天野祐一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社AOKIホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AOKIホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1. 子会社株式（株式会社快活フロンティア）の評価

【参照する財務諸表の注記事項】

- ・（重要な会計上の見積り）子会社株式の評価
- ・（有価証券関係）

【監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由】

会社の2021年3月31日現在の貸借対照表には子会社株式及び関連会社株式64,794百万円が計上されており、これらは時価を把握することが極めて困難と認められる株式である。これらの子会社及び関連会社株式には、株式会社快活フロンティアの株式の期末帳簿価額2,644百万円が含まれており、その当期末時点の実質価額は50%程度以上下落している。会社は、これらの子会社株式及び関連会社株式について、その実質価額が帳簿価額から50%程度以上下落している場合には、おおむね5年以内の回復可能性を検討することで評価損計上の要否を判断することとしている。会社は、新型コロナウイルス感染症に伴う市場環境の変化が、株式会社快活フロンティアの当期の経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼしているものの、2020年4月の政府の緊急事態宣言後の事業環境の変化や同感染症収束後の需要の変化を織り込んだ同社の中期事業計画に基づき、今後5年以内に十分な回復可能性が見込まれると判断しており、同子会社株式に係る評価減を計上していない。

会社が同子会社株式の回復可能性の検討に際して用いた同社の中期事業計画には、新型コロナウイルス感染症の収束時期や収束後の需要動向等に係る経営者の見積りと仮定が含まれている。これらの見積り及び仮定には、経営者による主観的な判断が含まれることや、一定の不確実性が伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

【監査上の対応】

株式会社快活フロンティア株式の評価に関連して会社が実施した同社の実質価額の回復可能性の評価結果について、当監査法人が実施した監査手続には以下が含まれる。

- ・経営者により承認された同社の中期事業計画の入手及び経営陣へのインタビュー
- ・中期事業計画に用いられた以下の仮定に対する批判的検討
 - 新型コロナウイルス感染症の収束時期
 - 同感染症の収束後の需要動向
 - 将来の出店戦略とそれに伴う売上高の増加及び店舗当たり売上高の推移
- ・将来の中期事業計画に含まれる需要動向及び出店戦略に対するストレス・テスト（会社グループの想定以上の負荷を設定したテスト）
- ・過年度の事業計画と実績の比較による乖離要因の分析

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明している。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。